

# 自動二輪車に道路外からの倒木が直撃した 事故について道路の管理瑕疵が争われた事例

— 倒木接触事故損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

〔一審判決〕平成一六年二月九日 神戸地裁

請求全部認容（被告控訴）

〔二審判決〕平成一七年二月二日 大阪高裁

控訴棄却（被告上告）

〔上告審決定〕平成一八年六月一日 最高裁

上告棄却（確定）

## はじめに

国家賠償法二条一項に規定する営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、瑕疵の有無は、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものとされる。

道路における管理瑕疵の判断に際しては、道路内における維持管理状況のみならず、場合によつ

ては、道路外からもたらされる危険物（転石・倒木等）に対する対処状況も考慮されることとなる。本件は、道路外に存する危険物を発見・特定するための対応（パトロール）の実施状況の当否に関する裁判所の判断の一例を示すものである。

## 一 事案の概要

1 本件は、亡Aが、自動二輪車に乗って県道上を走行していたところ、県道脇の山林の中から枯れた松の木が倒れかかってきてその頭部を直撃したため、脳挫傷により死亡した事故につき、亡Aの相続人である被控訴人（原告）らが、国家賠償法二条一項に基づき、県道の設置管理者である控訴人（被告県）に対し、損害賠償を請求した事案である。

原判決（一審）は、原告らの請求を全部認容

したため、これを不服として、被告県が平成一六年二月二日受付で、被告県補助参加人が同月二日受付でそれぞれ控訴した。

2 前提事実（争いのない事実及び証拠上明らか事実）

(1) ア 亡Aは、平成一三年一月一日〇日午前九時四五分ごろ、自動二輪車を運転して、被告県が設置、管理する県道（以下「本件県道」という。）を走行中、進行方向左側の山林から突然倒れてきた赤松（以下「本件倒木」という。）に頭部を直撃され、脳挫傷のために死亡した（以下「本件事故」という。）。

イ 本件倒木は、直径一七・五ないし二〇cm、総長七・七m、総重量一二六・六kg

に及ぶもので、倒れた衝撃のため三つに折れている。本件県道にはみ出したのは、上記三つに折れた部分の内、中央部（長さ一・六m、幹の太さ直径一八cm、重量一九・四kg）及び先端部（長さ二・五m、幹の太さ直径約一七・五cm、重量三四・四kg）で、その長さ及び重量の合計は、それぞれ四・一mあるいは五三・八kgに上る。

ウ 本件倒木は、亡Aが走行する車線左側の森林組合所有の山林（斜面）内にあったもので、当日の強風（晴れ時々曇り、最大瞬間風速二三m毎秒）のため、県道上に倒れかかってきたものである。本件倒木の根は、県道脇の側溝から水平距離で三・八m、高さ約一・五mの場所にあった。同場所周辺には、杉や檜が植林され、本件倒木の前面（側溝から二・五mの地点）には、相当背の高い杉の木が生え、すぐ後ろにも檜がある。同斜面には、県道近くから背丈約一・八mのクマザサが一面に覆い茂り、上記杉や檜の根元部分の視野を遮っている。本件倒木の根元は、白蟻のため完全に腐食し、本件倒木も枝葉が全くない状態となっているため、枯れてから相当年数が経過しているものと推認される。

エ 本件事件後、現場付近の樹木は伐採され、

当時とは状況が変化している。

## 二 争点

- 1 本件事故の発生につき、被告県に道路管理上の瑕疵があったといえるか（争点1）。
- 2 亡Aに生じた損害（争点2）。 略

## 三 争点に対する当事者の主張

### 1 争点1について

#### (1) 原告らの主張

ア 本件事故は、被告県が本件県道を管理するに当たり、倒れてくるおそれのある枯れ木等の障害物により、通行者が不慮の事故に遭わないようにするため、それらを事前に発見し、除去すべき義務があったのにこれを怠ったことから生じたものである。したがって、国家賠償法二条一項にいう「公の営造物の管理の瑕疵」があったというべきである。

イ 本件倒木は、既述のように大きなもので、本件県道からわずかな距離の場所に放置されていたのであるから、それが「森林の奥に分け入らなければ発見できない状態」にあったとは到底考えられず、それを発見できなかつたのは、被告県の管理の懈怠によることが明らかである。

ウ 本件倒木は、被告県も認めるとおり、「枯れてから数年経ち」、「枝葉は既に枯れ落ちて」、「幹の根元は腐って折れて」いたものである。如何に人的・時間的制約を考慮したとしても、数年間このように大きな倒木が実際に倒れてくるまで発見できなかったことは、必要最小限の管理を怠っていたことを如実に示すものである。

### エ 控訴審で付加された主張

被告県の職員によるパトロールの実態は、時速約四〇kmで道路を走行し、その助手席及び後部座席から沿道を目視するという程度のものであり、極めて杜撰な内容であるといわざるを得ない。また、被告県が策定している「道路管理パトロール要綱」では、平常時パトロールとして、日常パトロールのほか、定期パトロール、夜間休日パトロール、随時パトロールの定めがあるが、実際には日常パトロールしか実施されていないかった。

本件倒木は、道路から約四m程度の箇所にあったもので、直径一七・五ないし二〇cm、全体の長さ七・七m、総重量一二六・六kgに及ぶ巨大なものであり、しかも、枯れてから相当年数の経っているものと考えられるから、的確なパトロールが行われて

いれば、本件事故以前に容易に発見されていたと認められる。

また、被告県は、平成一三年六月に枯れ木等の調査を実施し、伐採作業を行ったと主張するが、本件事故現場は上記調査、伐採の実施場所に含まれておらず、しかも、現場付近で枯れ木が発見されたとすれば、同様の枯れ木が本件事故現場を含む他の場所にも存在することは、容易に想像し得たはずである。

さらに、被告県は、本件事故が発生した日に強い北風が吹いていたことを、本件事故が不可抗力であったことの理由として主張するが、本件事故発生日までにそれ以上の強い風が吹いていたことは証拠上明らかである。

なお、本件倒木が他人の所有地に存在していた点については、被告県が当該土地所有者に注意を喚起したり、土地所有者に代わって伐採等の措置を取ることが容易にできたのであるから、そのことによって、被告県が管理責任を免れ得ることにはならない。

## (2) 被告県的主張

ア(ア) 被告県は、管理する本件県道等の道路の後発的な瑕疵を発見・補修するため、

道路管理パトロール要綱を定めて、同要綱に従い、各土木事務所毎に編成されたパトロール班が、交通不能区間を除く全路線を一日一回、週五日パトロールすることによって、穴ぼこや、落下物、法面からの落石、倒木等による通行障害の有無など、要綱で定められた点検項目を点検している。仮に、倒木あるいは倒木となるおそれのある木を発見した場合、その周辺地域において徒歩による詳細な調査を行い、パトロール隊員で措置できるものは自ら措置し、民有地に存する場合など自ら措置できないものは、緊急やむを得ない場合を除いて、その木又は土地の所有者に伐採させている。

(イ) 本件県道を管理していたのは、B事業所であり、同事業所では、三名の土木技術員でパトロール班を編制し、点検をしていた。これら三名の役割分担は、①運転手が路面上の障害の有無の確認を、②助手席の者が路面上及び道路に隣接する家屋や土地から生ずる障害の有無の確認を、③後部座席にいる者が、民地の斜面に存在する石や樹木、家屋の塀や上空からの障害などに注意を払うというものである。

(ウ) B事業所が管理する県道は、沿道の大部分が山林で占められるという特徴があるため、道路管理のためのパトロールにおいても、倒木となるおそれのある木の発見や、落石等による路上の障害物の発見に十分な注意を払っており、このことはパトロール日誌の記載からも明らかである。

イ(ア) 本件事故現場付近は、杉・檜等の常緑針葉樹が群生する昼間でも薄暗い山の谷間であり、かつ、本件倒木の周囲は、枝打ちがされていないため、杉の枝及び葉が低い位置までうっそうと繁り、また、下草刈りもされていないことから、笹笹が高く繁る状況にあった。

(イ) 本件倒木は、その根元が腐っていたが、前面の杉の枝が張っていた点から考えると、同杉の枝に支えられて立っていたものと推測できる。そのため、道路側から杉の枝葉や熊笹の間から、本件倒木の幹の一部が見えたとしても、枯れて樹皮がはげ落ち茶色がかった本件倒木の幹は、樹木の陰になり、周りの木と同化し枯れて倒れるような状況にあることは把握できなかつた。

(ウ) ところで、原告らは、「写真より、天

気の良い昼間の道路から倒木がはつきり分かる。」旨主張する。

しかし、同写真は、現場の状況を分かりやすくするため、目立ち易い赤白ポールを使ったり、同撮影のため職員が踏み込んだり、それ以前にも、本件事故の捜査のため、警察官が現場に入る等して熊笹が踏みつけられる等して、現場が見やすい状態になっていたことを看過している。

ウ 本件事故の原因は、このように本件倒木が周囲の杉にもたれ掛かって立っていたところ、本件事故発生前夜からの平成一三年度における最高レベルの強い北風のため、本件倒木が南側道路へと投げ出されたことにより生じたものと推測できる。

エ 本件倒木は、上記イのとおり状況にあり、同アで述べた十分な巡視を行っていたにもかかわらず、その予兆すら発見できなかったものである。本件倒木が、突然、本件県道に倒れてきて、走行中の亡Aに直撃するという本件事故について通常予測することは不可能であり、予見可能性などなかったことは明らかである。

オ また、本件倒木が道路上に倒れたのは、一年間で最高レベルの北からの強風起因

するのであり、被告県にとり不可抗力であったといふべきである。

カ 控訴審で付加された主張

本件事故現場である道路付近は、本件倒木よりも背の高い杉や檜が群生する森林で、昼間でも薄暗い山の谷間であり、本件倒木からわずか一・三m離れた位置にあった杉には、枝葉が生い茂り、その東側は楓に覆われ、また地表付近は熊笹に覆われていたから、本件事故前には、森林の奥に分け入るのでない限り、本件倒木を発見することはできなかった。

被告県においては、県全体としての統一的な道路管理パトロールの水準を確保するため、「道路管理パトロール要綱」を策定しており、これに基づき、本件県道については、B事業所の三名の土木技術員がパトロール班を編成し、一日一回、週五日、倒れるおそれのある木の発見を含め、時速約二〇ないし二五kmで車を走行させ、三名の職員がそれぞれ運転席、助手席及び後部座席から道路上及び沿道を目視する方法によりパトロールを実施している。

また、本件事故現場付近では、平成一三年六月一九日、道路の通行にとって支障になる松の枯れ木等の調査を実施した上、同

月三〇日、同調査において発見した松の枯れ木の伐採を行ったが、その際にも本件倒木の存在を確認することはできなかった。

上記のような倒れる以前における本件倒木の周囲の状況、被告県の担当職員による本件事故現場を含む本件県道のパトロールの状況や、本件事故以前に本件倒木の存在が全く確認されていないことなどの事情に照らせば、被告県が本件事故が発生する前に本件倒木を発見することは不可能であったと認められる。このことに加えて、本件事故は、年間最高レベルの強い北風により南側道路上に本件倒木が投げ出されたことによつて発生したものであることをも考慮すると、本件事故は、道路管理者にとつては予見することが不可能であったといふべきであるから、被告県による本件県道の管理に瑕疵があったとは認められない。

### (3) 被告県補助参加人の主張

ア 国家賠償法二条一項の「公の営造物の設置又は管理の瑕疵」とは、判例上、当該営造物が通常有すべき安全性を基準に、絶対的な安全性ではなく、諸事情を比較衡量したうえで個別・具体的に判断される相対的安全性とされており、適法行為に基づく損失補償まで予定していないことは明らかで

ある。

イ 本件倒木は、根元が腐食していたものの、その他の部分には腐食等はなく、周辺には草木が生い茂っていた。根元部分の腐食が分らない限り、転倒の危険を判断できないため、その危険を判断しようとするれば、根元近くまで分け入り、一本一本その確認を行うほかない。道路付近に存在する倒木が通行者に危害を及ぼす可能性があるか否かを判断するには、周囲の樹木の平均的な高さと同程度の距離に至るまで、県道から分け入って調査しなければならず、付近一帯が森林地帯であることや、これら森林の所有者が第三者である点からすれば、そのような判断をすることなど到底不可能なことである。

ウ そうすると、本件倒木が悪天候のため倒壊することは、道路管理のパトロール要綱に従い本件県道を管理していた被告県にとり、通常予測が不可能であったというべきであり、被告県が本件倒木に対する安全措置を講じていなかったとしても、これをもって、本件県道の設置、管理に瑕疵があったと言ふことはできない。

## 四 当裁判所の判断

### 1 争点1について

(1) 被告県及び被告県補助参加人は、本件県道の設置管理者である被告県が本件事故前に本件倒木の存在を確認することは不可能であったから、被告県には本件事故の予見可能性、回避可能性がなく、道路管理上の瑕疵がなかった旨主張する。

国家賠償法二条一項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、これに基づく国及び公共団体の賠償責任については、その過失の存在を必要としないと解するのが相当である。そして、営造物が通常有すべき安全性を欠いているか否かは、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきであるところ、事故の発生が営造物の設置管理者において通常予測することのできない被害者等の行動に起因するものであるときや、営造物の設置管理者において事故の発生を回避することが不可能であったときは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていたということとはできず、当該営造物の設置管理に瑕疵はなかったものといふべきである。

(2) 前記認定事実及び証拠によれば、本件事故は、本件県道脇の杉や檜等や熊笹が生い茂った山林（森林組合の所有地）の中から、本件倒木（赤松）が強風のため突然本件県道の上に倒れ込んできて、折から自動二輪車に乗って本件県道上を走行していた亡Aの頭部を直撃したというものであって、本件事故当時、亡

Aは、本件県道を自動二輪車で走行していたにすぎず、通常予測することができないような行動に出たわけではないことはいうまでもない。

(3) 次に、本件事故の予見可能性及び回避可能性について検討する。

ア 前記認定事実及び前掲各証拠によれば、本件事故現場付近は、本件県道の道路脇が高木樹木の生い茂った山林で、路面から次第に高くなる斜面を形成している上、本件事故時以前から十分な管理がされていなかったことが認められるから、当該山林内に立ち枯れの樹木が生じている可能性が十分にあり、当該樹木が本件県道内に倒れ込んでくることは、予測可能な出来事であったといふことができる。

イ 証拠によれば、被告県においては、道路の適正な管理等を目的として、道路管理パトロール要綱を策定しており、本件県道に

についても、上記要綱に基づき、運転者のはか助手席及び後部座席に各一名が同乗したパトロール車によって、一日一回、週五日の日常パトロールが実施されており、道路周辺の法面からの崩土、落石及び倒木や法面の枯れ木等についても上記パトロールの対象とされていたが、上記パトロールによっても、本件事故前に本件倒木の存在は確認されていなかったことが認められる。

しかしながら、前掲各証拠によれば、上記パトロール車による日常パトロールは、上時速約四〇kmで走行する車両の中から、運転者を含む三名のパトロール隊員が道路上及び道路路周辺を監視するという方法で実施されているものであることが認められ、このようなパトロールの方法に照らすと、道路周辺の山林内に立ち枯れた樹木があるか否かについてまで十分な注意を払うことは、極めて困難であったといわざるを得ないのであって（なお、被告県は、パトロール車の走行速度は、時速約二〇ないし二五kmであったと主張するが、証人C、Dともに、時速約四〇kmであった旨証言していることに照らし、上記主張は採用できない。）、立ち枯れた樹木が道路内に倒れてくることにより、道路交通の面で重大な事故が生

じるおそれがあることを考慮に入れると、上記のようなパトロールの方法では、危険防止のための対策として十分でなかったといわざるを得ず、本件事故現場付近のような地形、状況の場所では、停止するなどして、より丁寧な目視・確認するというメリハリのきいたパトロールをするなど、上記立ち枯れた樹木を発見し得るようなパトロール方法を探る必要があったというべきである。実際のところ、証拠によれば、本件事故が発生した日より前のパトロール日誌には、倒木、枯れ木等についての報告がほとんどない（五日間で一件のみ）のに対し、本件事故の発生を契機として、倒木、枯れ木等についても報告するようにとの指示が発せられた後は、ほぼ連日に近く、道路周辺にある法面の枯れ木に関する報告がされていることが認められ、本件事故以前に比べて、法面の枯れ木等に関する点検作業が強化されたことが窺われる。

ウ 前記認定事実のとおり、本件倒木は、直径が一七・五ないし二〇cm、全体の長さが一七・七m、総重量が一二六・六kgに及ぶ大きな樹木であり、本件事故前に立っていた位置も、本件県道の脇にある側溝の端から水平距離にして三・八m、路面からの高さ

約一・五mの斜面上であり、しかも、根元が白蟻のため完全に腐食して枝葉が全くない状態になっていたことからすると、本件事故時までに立ち枯れの状態のまま相当年数が経過していたものと推認される。

前記本件事故現場付近の地形、状況及び上記事情に照らすと、例えば、数年に一回程度でも、徒歩又はパトロール車の最徐行若しくは停止による調査等を実施することにより、立ち枯れの状態にある本件倒木の存在を確認することは、さほど困難なことではなかったと認められる。

エ 証拠によれば、本件倒木が存在していた地点からやや東側の山林において、道路管理のパトロール中に、枯れて倒れるおそれのある樹木が発見されたため、平成一三年六月一九日に徒歩による調査が実施され、松の枯れ木など少なくとも八本が確認され、同月三〇日には枯れ木の伐採作業が実施されたこと、しかし、上記調査及び伐採作業の対象とされたのは、本件事故現場から約三〇m東側までの地域であって、本件倒木が立っていた位置を含めて、本件事故現場付近は、上記調査及び伐採の対象地域とされていないことが認められる。

上記のとおり、本件事故の約五ヵ月前に、

本件事故現場からさほど離れていない地域において松枯れ等の事実が確認されていたのであるから、本件事故現場を含む周辺地域においても、本件倒木を含め、同様に立ち枯れの状態にある松などが存在することは、本件事故以前において予見することが不可能ではなかったというべきである。

オ 前記認定事実のとおり、本件倒木は、本件事故当時の最大瞬間風速一三m毎秒の強風のために、県道上に倒れ込んだものと認められる。しかしながら、証拠によれば、上記の程度の強風が吹くことは、年間を通して決して稀ではないことが明らかであるから、上記の事実を根拠に、本件事故の発生が予見不可能であったということもできない。

(4) 上記(2)、(3)の諸点にかんがみると、本件県道の管理者である被告県にとって、本件事故の発生が予見不可能あるいは回避不可能であったとみとめることはできないのであって、本件県道は通常有すべき安全性を欠いていたものと認められるから、被告県による本件県道の管理には瑕疵があったというべきである。なお、本件倒木が存在していた山林が被告県以外の第三者(森林組合)の所有地であることは、上記判断を左右するものではない。

い。

よって、被告県は、本件事故による損害につき、国家賠償法二条一項に基づく賠償責任を負う。

## 2 争点2について 略